

不在者投票



越前町の選挙人名簿に登録されている人で、投票日に出張などで越前町にいない人は、出張先などの市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

出張先などで不在者投票を行う場合は、次のような手続きで不在者投票をすることができます。

①「期日前投票不在者投票宣誓書兼請求書」により、越前町（選挙人名簿登録地）の選挙管理委員会の委員長に対して、投票用紙などの交付を請求してください。

②請求後、投票用紙・投票用内封筒・投票用外封筒・不在者投票証明書が交付（郵送）されますので、これを出張先などの市区町村の選挙管理委員会に持参して投票を行ってください。

※不在者投票証明書の入っている封筒は、絶対に開封しないでください。

都道府県の選挙管理委員会の指定する病院、老人ホームなどの施設に入院している人は、その施設内で不在者投票ができます。

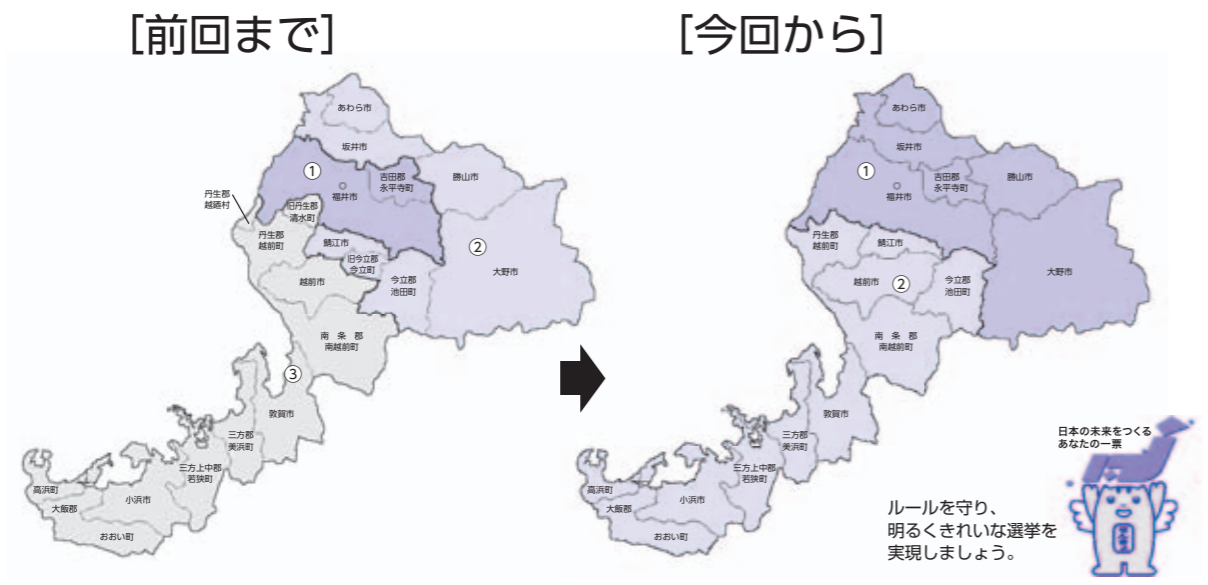
病院または老人ホームなどの施設に不在者投票をしたい旨を申し出てください。

身体障害者手帳などの交付を受けている人は郵便で不在者投票ができます。

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証の交付を受けている人は、障がいの程度により自宅で郵便などによる投票ができます。

詳しくは、選挙管理委員会にお問い合わせいただくか、町ホームページ (<http://www.town.echizen.fukui.jp>) をご覧ください。

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
今回の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。
越前町は福井県第2区になります。



問合せ先 越前町選挙管理委員会（総務課内） ☎34-8700

12月14日(日)は

衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査

の投票日です。

選挙は、私たちの意見を政治に反映させるための大切な手段であり、最も重要な権利のひとつです。
必ず投票しましょう。

投票日に都合で、投票に行けない人も、期日前投票が行なえますので、期日前投票期間中に投票しましょう。

投票日時・投票所
日 時 12月14日(日) 午前7時から午後8時まで
(※印の投票所は午後7時まで)
投票所 町内26投票所 (投票所は、各自の入場券に記載されています。)

重要なお知らせ 第24投票所が 萩野小学校から萩野生活改善センターに変更になりますのでご注意ください。

第1投票所 越前町生涯学習センター	第14投票所 玉川地区集会施設
第2投票所 朝日中学校陽光館	第15投票所 越前サブコミュニティセンター
第3投票所 朝日北保育所	第16投票所 新保地区集会施設
第4投票所 朝日南保育所	第17投票所 小樟地区集会施設
第5投票所 常磐小学校	第18投票所 厨地区集会施設
第6投票所 朝日農村環境改善サブセンター	第19投票所 白浜地区集会施設
第7投票所 朝日西保育所	第20投票所 米ノ地区集会施設
第8投票所 奥糸生集会施設	第21投票所 織田コミュニティセンター
第9投票所 宮崎コミュニティセンター	第22投票所 平等婦人の家
第10投票所 小曾原保育所	第23投票所 山中児童館
第11投票所 陶の谷保育所	第24投票所 萩野生活改善センター
第12投票所 宮崎中学校	※第25投票所 笈松集落センター
※第13投票所 すいせん研修館	※第26投票所 上戸集落センター

期日前投票 投票日に仕事や旅行などで投票に行けない人は、期日前投票ができます。

期 間 12月3日(水)～12月13日(土)
(最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票は、12月7日(日)からです)
時 間 午前8時30分から午後8時まで
投票所 ・越前町役場
・宮崎コミュニティセンター
・越前コミュニティセンター
・織田コミュニティセンター
※期日前投票は、4投票所どこでも投票できます。
※本人確認のため、投票所へはご自分の入场券をご持参ください。
なお、入场券が届く前に期日前投票を行いたい場合は、免許証または保険証などをご持参ください。

